

## 第171回通常国会 概況

異例の「松の内」召集となった今国会では、定額給付金を含む補正予算や、景気対策としての総予算、予算関連法案、また国家の安全と国民の安心を守る数々の法案を成立させることができた。民主党は参議院での数的優位に乗じて政局至上主義に徹し、政治とカネを巡る問題で二代連続して党首の政治資金に疑念が生じても、自浄能力を発揮することができなかった。与党は着々と法案処理を進め、延長後の国会で内閣不信任決議案を否決し、麻生総理は総選挙の投票日を事前に予告して解散を断行した。以下に概況を記す。

的確で切れ目のない経済対策に資するため、この国会では、20年度二次補正予算、21年度総予算、21年度補正予算および予算関連法案を成立に導き、家計の緊急支援、株式市場の安定化、企業の資金繰り支援、雇用の創出、地方交付税の増額、高速道路料金値下げ、出産や子育て支援など幅広い措置を講じたことで、ようやく景気が底を打ち明るい兆しが見え始めた。民主党はこの間、政策よりも政局を優先することで議会に深刻な停滞と混乱をもたらした。特に二次補正予算の際は、プラカードを手に議事進行を妨害し、昨年に決定した示威行為禁止の申し合わせを反故にした。参議院では国対間で合意した採決日程を覆し、両院協議会においては民主党側の北澤俊美議長が2日間にわたって独善的な運営を行った。

今国会で成立した主な重要法案としては、海自によるソマリア沖の船舶警護の「海賊行為対処法」、消費者行政を機能的に一元化する「消費者庁設置法」、国庫負担を2分の1に引き上げる「国民年金法」、道路特定財源を一般財源化する「道路整備事業特措法」、地方の中小企業を支援する「企業再生支援機構法」、在沖縄海兵隊に関する「グアム移転協定」、農地の貸借を原則自由にする「農地法」、政治的解決を図ることができた「水俣病被害者救済法」、脳死を人の死とすることを前提に年齢制限を撤廃する「臓器移植法」などがある。2年間放置されてきた「憲法審査会規程」は衆議院のみ議決した。ねじれ国会の弊害は多く、民主党が反対する予算や条約は両院協議会を経て成立させ、また8件の閣法を再議決によって成立させた。また民主党の意向を受け入れ、あらかじめ修正して参議院に送付する法案が増加した。そのような状況下で新規提出閣法の約9割、条約のすべてが成立し、国民生活の安定や国益の実現、国際社会への貢献に関して明確な成果を挙げることができた。さらには前内閣から引き継いだ課題、空席となっていた主要な同意人事にも一定の結論を出せたことは麻生内閣の大きな功績である。

審査未了で廃案となった主な法案としては、海保主体で実施する「北朝鮮貨物検査法」、幹部人事一元管理の内閣人事局を新設する「国会公務員法」、不要財産の国庫納付を義務付ける「独法通則法」、日雇い派遣を原則禁止する「派遣事業適正運営確保法」、単純所持も禁止する「児童ポルノ禁止法」、供託金を引き下げる「公職選挙法」、解党後の寄

附を禁止する「政党助成法」、天皇陛下御在位 20 年を記念する「休日法」、重要人事の空席を防ぐ「同意人事職務継続法」などがある。

会期中、西松建設からの違法献金事件で小沢民主党代表の公設秘書が起訴され、検察の対応を国策捜査と筋違いな批判をして、説明責任を果たさないまま小沢代表が辞任した。任期途中の代表辞任は 5 代連続である。民主党が選定した第三者委員会がまとめた報告書は「小沢事務所が天の声を出していた」「法の趣旨を踏みにじる極めて悪質な行為」とまで述べたほどの疑惑を究明するどころか、司法の独立を犯して不当な政治介入を許しかねない指揮権発動に言及するなど、国民感情からかけ離れたものであった。さらには、代表を辞めた人がすぐに代表代行に就任して選挙の指揮を執るという人事で、自浄能力に欠けた体質を内外に示した。

続いて就任した鳩山代表も、資金管理団体の個人献金虚偽記載が発覚し、会見でこれを認めて収支報告書を大幅に修正した。亡くなられた方や身に覚えの無い方からの献金記載修正が全他の 8 割に上る異常な事態であり、また献金実体が無いのに税控除を受けた不正還付疑惑まで持ち上がるほどの杜撰な対応であった。巨額の特命献金に関する実態も不明で、民主党が提出した企業団体献金を廃止して個人献金を推進する「政治資金規正法」の立法趣旨とも著しく矛盾しており、与党は予算委員会や倫理選挙特別委員会で参考人招致を要求し、政治倫理審査会で審査の申し立てを行ったが、鳩山代表が国会の場で説明することはなかった。

その他、会期中に起こった事象として、世界的に流行した新型インフルエンザの影響で国会も対策を強化した。北朝鮮によるミサイル発射や核実験に対して、その都度抗議の国会決議を採択した。国家基本政策委員会（QT）は、小沢代表が拒み続け、鳩山代表との間でのみ 2 回開催された。東京都議会選挙では、自公が過半数割れに追い込まれた。7 月 13 日、麻生総理は「8 月 30 日の総選挙」を決断した。会期末にあたり、衆議院では一致結束して内閣不信任決議案を否決したが、参議院では総理問責決議案が可決され、野党は解散まで審議拒否を続けた。民主党は党利党略で審議を引き延ばしたり、促進したり、欠席したりのご都合主義に徹し、その理不尽な国会対応には報道機関や他の野党からも厳しい批判が投げかけられた。

各種選挙において厳しい結果が続くなか、7 月 21 日に開かれた両院議員懇談会において総括がなされ、麻生総裁は党の結束と総選挙必勝を訴え、その後の本会議冒頭で衆議院を解散した。新憲法下での解散は 22 回目にあたる。